

「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ

平素は千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、当行では、当座勘定規定の「支払の範囲」を、下記の通り変更いたします。

なお、このお取扱は、既にお取引いただいているお客様にも適用されます。

改定後の新规定をご希望のお客さまにつきましては、千葉興業銀行の窓口までお申し付けください。

1. 一部改定を行う当座勘定規定の種類

規定書の種類	改定箇所
当座勘定規定	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（パーソナルチェック用）	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

2. 改定内容

改定前	改定後
9条または10条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	9条または10条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 ② 呈示された手形、小切手は、提示日の15時までには当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。 ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

3. 改定日

平成30年8月31日（金）

以上